

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA市にあったB社（現在は、C社A事業本部）における資格取得日に係る記録を昭和40年5月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和39年にB社に入社し、同社がC社と合併した後も41年11月に結婚して退職するまでA市で継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人は申立期間においてA市にあったB社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同種同業の同僚は、「私と申立人は、勤務地は違うが同じ仕事をし、申立期間についても、勤務場所や給与形態が変わることも無く継続して勤務していた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A市にあったB社に係る昭和40年6月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が

申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA市にあったB社（現在は、C社A事業本部）における資格取得日に係る記録を昭和40年5月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和40年にB社に入社し、同社がC社と合併した後も58年に退職するまでA市で継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から、申立人は申立期間においてA市にあったB社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同種同業で昭和40年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、当時のことを詳細に記憶している同僚は、「申立人は、私が勤務する前からA市にあったB社でD職として勤務しており、申立期間においても、勤務地や給与形態が変わることは無かったはずである。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A市にあったB社に係る昭和40年6月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間②の標準賞与額に係る記録を8万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月31日
② 平成18年12月29日

A社における申立期間①及び②に支給された賞与について、年金記録に反映されていないので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人から提出された通常貯金預払状況調書により、申立人は、平成18年12月29日にA社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、同僚から提出された平成18年12月29日に係る賞与明細書及び通常貯金預払状況調書により、当該同僚は、申立人と同日に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間②における標準賞与額については、通常貯金預払状況調書に記載されている賞与振込額を基に算出した賞与額及び厚生年金保険料控除額から8万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①については、申立人から提出のあった通常貯金預払状況調書において、賞与の支払記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間①及び②の標準賞与額の記録を申立期間①は8万5,000円、申立期間②は10万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月31日
② 平成18年12月29日

A社における申立期間①及び②に支給された賞与について、年金記録に反映されていないので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された夏期及び冬期賞与明細書(写し)並びに通常貯金預払状況調査書から判断すると、申立人は、平成18年7月31日及び同年12月29日において、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

なお、平成18年7月31日に支給された賞与に係る厚生年金保険料は改定前の旧保険料率(139.34/1000)で控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①及び②における標準賞与額については、賞与明細書(写し)により確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は8万5,000円、申立期間②は10万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から④までの厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間①から④までの標準賞与額に係る記録を申立期間①は8万7,000円、申立期間②は8万5,000円、申立期間③は8万1,000円及び申立期間④は8万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月29日
② 平成17年12月30日
③ 平成18年7月31日
④ 平成18年12月29日

A社における申立期間①から④までに支給された賞与について、年金記録に反映されていないので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から④までについて、申立人から提出された通常郵便貯金の記録により、申立人は各申立期間にA社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された申立期間①から④までに係る賞与明細書により、当該同僚らは、申立人と同日に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

しかしながら、申立期間②及び③については、複数の同僚から提出された賞与明細書を確認すると、当時の適正な保険料率（142.88/1000）ではなく、改定前の旧保険料率（139.34/1000）による厚生年金保険料が控除されており、当該事業所の経理担当者は、「当時の厚生年金保険料控除の保険料率は覚えていないが、同じ表によって従業員の保険料を計算していた。」と供述していることから、申立人についても同様に改定前の旧保険料率による保険料が控除されていたものと

推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から④までにおいて、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除され、そのうち、申立期間②及び③については、改定前の旧保険料率による保険料が控除されていたものと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の各申立期間の標準賞与額については、通常郵便貯金の記録により確認できる賞与振込額を基に算出した賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は8万7,000円、申立期間②は8万5,000円、申立期間③は8万1,000円及び申立期間④は8万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①から④までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、平成17年及び18年の標準賞与額の記録が複数回にわたり記録されていないことから、事業主は、当該標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岩手国民年金 事案 760

第1 委員会の結論

申立人の平成11年12月から12年3月までの期間及び13年1月から同年3月までの期間に係る国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年12月から12年3月まで
② 平成13年1月から同年3月まで

私は、申立期間当時、父と一緒にA県で仕事をしており、私の国民年金保険料の納付はB町にいる母に依頼して、地区の集金係に納めてもらっていた。

母からは父と私の分を併せて納めていたと聞いているが、父の国民年金保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その国民年金加入期間において、申立期間以外に国民年金保険料の未納は無いものの、オンライン記録によると、一緒に保険料を納付したとする申立人の父は、申立期間①のうち、平成11年12月及び12年1月の保険料は申立人と同様に未納となっている。

また、申立人は、申立期間に係る自身の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料は、申立人の母が申立人の父の分と併せ、毎月地区の集金人に納付していたとしているところ、オンライン記録によると、申立人の父は、申立期間において未納又は過年度納付の記録となっており、B町では、「地区の集金人が過年度分の国民年金保険料を集金することはない。」と回答している。

さらに、平成9年1月に基礎年金番号が導入されたことに伴い、基礎年金番号に統合されていない記録（未統合記録）が生じる可能性は極めて低く、申立期間の国民年金保険料の納付についての記録漏れ又は記録誤り等が生じ

たとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。